

特32

780

大日本教育會館

六

三

二册

一號

二架

七函

館

四

架

號

城井壽

著

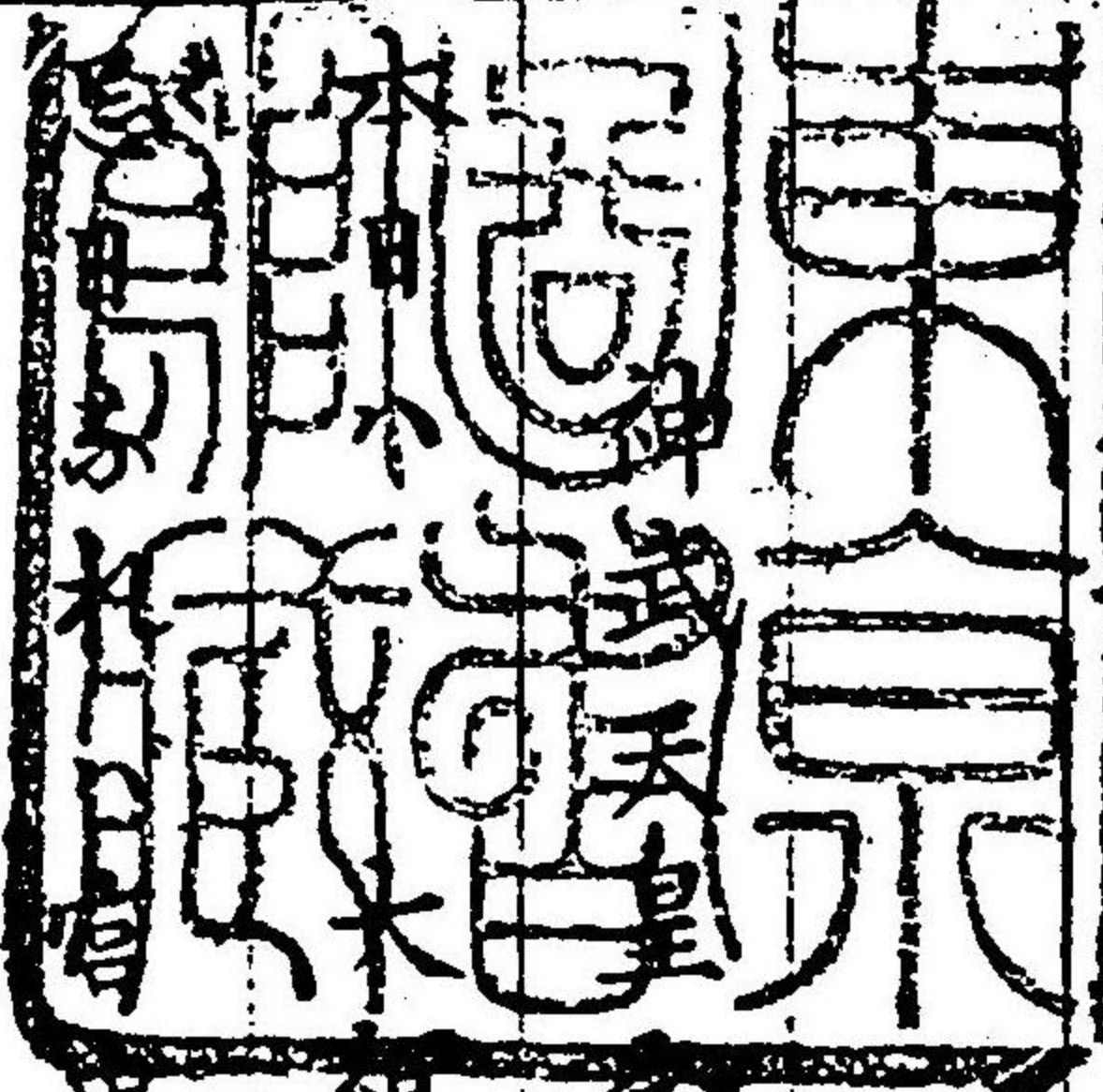
歲時行事

下

歳時行事下

東京 城井壽章著

四月三日



祖神武天皇の崩御一給ひ一御

中よて 御親祭あらせらせ 御祭

式い上巻の元始祭等しぬ又 勅使を山陵小

同いけきバあく累等しぬ又 勅使を山陵小

同小畝火山東北陵小向ひ遙拜の儀ありされバ

士庶人小至るまで各其所の神社小詣り遥拝也

其式ハ孝明天皇を遥拝する儀の同抑 大祖の御盛徳大業ハ古史

小載る所ろ照然もれバ今此小贅する小及ハされ

とも其大畧を舉て章蒙小語らん謹て案ぶる小

大祖御諱ハ神日本磐余彦火々出見尊と称

一奉ると鸕鷀草葺不合尊の弟四此皇子小て御

母ハ玉依姫といふ御年十五小て太子小立せ

給ひ四十五歳小及ひもすひ一時小諸皇兄及ひ

皇子等小謂て曰く昔我

天祖の降臨以來時

運鴻荒草昧小属一此西の偏を治りて多く年所

を歴より一くる小遠邇の地猶いまく王澤小露

を遂ふ邑小君あり村小長あら一め各自ら疆を

分てもて相陵讎を抑又東小菱地あり青山四小

野きりと聞く彼地を必もまさふ以て天業を

分て天下小光宅をべ一と公もへり蓋一六合

の中心り何ぞ就て之小都せさらむやとて

天皇親ら諸皇子を帥る舟師を起し、東征し、吉備

國に至り、行宮を造り之に居らせ給ひて三年の

間舟楫を備へ兵食を畜へ一舉して天下を平

定せんとす戊午春二月 皇師東に向ひ船艦相

接く浪速津の碇に到り流し遡り河内國に

至り兵を勦し歩して龍田に赴く道路峻隘し

て人並び行ことを得ず還て更ふ膽駒山を踰て

中洲に入るとま時小長髓彦之を閉て盡く属兵

を起し之を孔舎衛坂に徴て與し戦ふ皇兄五瀨

命流矢に中りて薨し皇軍進むこと能はざ

天皇軍を引て各草邑に至り各草戸畔を誅し熊

野に抵り海を絶て進む暴風小遇ふ皇兄稻飯命

三毛久野命憤慨し自ら海に投ぜり 天皇皇

子手研耳命と與し進て荒坂津に至り丹敷戸畔

を誅す又菟田魁師兄狛弟狛を召く弟狛軍門に

来り兄狛の逆状を告ぐ 天皇道臣命を遣し

三

三

三

三

三

て之を誅せしむ弟釋大牛酒を設て皇師を犒
 ふ又國見岳小て八十泉を撃て之を斬り又大率
 して磯城彦を攻んとして先使を遣り兄磯城弟
 磯城を徵せ兄磯城命を拒みて應せし弟磯城ハ
 来り降る因て弟磯城を遣り兄磯城小利害を開
 示して曉諭せしむ肯て承伏せしき心撃て之
 を誅す 天皇五瀬命ウ長髓彦の為小命を隕
 せを以て之を殄滅せんとて饒速日の命長髓彦

の稟性慎恨小して教ふべうらざるを知り之を
 殺し其衆を帥て歸順せし是小於て中洲こしく平
 定せり乃詔を下して曰く是れ東を征しより茲
 小六年に及べり皇天の威小頼り以て凶徒戮し
 就き中洲の地をまじく風塵ふし宜く皇都を恢廓
 大壯を規摹せしむるを今此屯蒙の運小
 属し民心朴素ふり巢小棲み穴小住むの習俗常
 とふせり夫大人の制を立る義必し時不随へり

當小山林を披拂ひ宮室を經營一恭く寶位小臨
 之以て元々を鎮むへ一かの敵傍山の東南の檀
 原の地ハ國の壤區あり之を治べ一とて有司小
 命して帝宅を經始一辛酉の歲春正月庚辰の朔
 大位小即せ給ふ時小御年五十三なり正妃媛
 踏鞴五十鈴媛命を立て皇后と一神籬を建て八
 神を祭り國家を鎮護古史所謂於敵傍之檀原
 也太立宮柱於底磐之根峻峙博風於高天原而始

馭天下之天皇也一是あり大位小在せらる
 こと七十六年小一て春三月十一日檀原の宮小
 崩御一給ふ即ち新曆小て本日小當きり御壽
 百二十七歳ふり敵傍山東北の陵小葬る其後千
 有餘年を経て追謚一神武天皇と称一奉り
 其廟を大祖と号せ愚案ること追謚の稱の朝小
 下文武まで四十二代の謚ハ澁海三松等撰べぬと
 れど古事記日本紀等よこへざれハ和銅養老のころ謚
 事明あり抑大祖の業を創之統を垂せ給ひ一

より 皇統連綿として

列聖相継き今日小

至る

寶祚の長久あるも實に天壤と共不窮

りふ今日貴賤となく上下共不其深仁厚澤小

沐浴せざるはふ然る小之を忘れて此御忌日

を空しく過せし宣遺徳の至りふあらまや是故

小庚申の歳命ありて遥拝を許されとり苟も志

あらむもの神社不詣り遥拝まべきへ勿論此日

ハ親戚朋友相會し互に神徳を語り我祖宗以

来其厚澤小沐浴し今日まで禽獸野蠻の異類と

群を為すことを免せ文明開化の至治小治し優

遊逸居まるととを得るも皆是 大祖の皇基

を開き鴻業を建て給ひし由る所以を厚く感

戴し朝夕淬礪して國恩万分の一に報答し奉ら

むことを念へざるべけむや

愚案もる小 累朝諸陵の荒廢まるとと歳久

し近世ふ至り有志の士之を歎息し往て書と

著して此事を論述せり松下秀明細井知慎殊

小甚しきハ 大祖此寢陵の跡さへ分明ふ

らび或ハ白檮尾上ふありといふを以て畝火

山の尾ふる丸山を陵跡と一或ハ四条村ふる

古蹟を以て陵地と一諸説紛々として適従を

る所を去ら以終ふ一大疑案とふり祭祀を奉

ぜざること殆ど數百年不及ぶ豈關典の尤甚

敷ものふあらまや近世水戸烈公齊昭深く之

を慨歎しまばく之を脩理すべき議を建て閣

老等小説論せれども其事行ハれざり一ガ文

久年中宇都宮城主戸田越前守忠恕の支族戸

田大和守忠至まゝ其事を幕府小建白一自ら

脩理せんことを請ひ終小命を得て諸陵を脩

治一谷森種松等と相議一其陵跡を土民小詢

ひ之を奮記小徴一搜索探討至らざる所なく

遂小大小標る所ありて土俗の神武田と喚做

其所を以て陵所とせり神武田一ツニ之をミサ
 ンザイといふミサンザイといハミサ、ギとい
 ふの轉音ふり日本書紀ハハふ所の畝火山の
 東北小當りて延喜式ハ載る所の東西一町南
 北二丁の兆域ハ相合へり其他三ツの確據ハ
 有るを以て千古の疑團渙然氷釋ハ此ハ決定せ
 り是より以来年々勅使を遣り幣帛を奉け
 これを奉祀まゐることハハハハ余嘗て和州

歴遊ハ諸陵を巡拜ハ遂ハ畝火山ハ登り其所
 謂神武田を望ミ遥拜ハて覺えハ潜然涙下せ
 り大祖の盛徳大業万世無窮ハ垂き民今
 小至り至治の膏澤ハ浴まゐるハ果ハて是キ誰
 の賜ぞヤ柴邦彦の詩ハ遺陵絶向野人求半死
 枯松數畝丘非有聖神開帝統争使熬庶脱
 夷流ハハ是ハ今や幸ハ聖代ハ逢遭ハ
 此盛事を瞻仰まゐることを得とりハ此松下秀

明蒲生秀實等あきらをあきらてこれを見せあきらるゑあきらば其感

喜果きして如何あきらそや

神嘗祭かみ 九月十七日

本日ハ古へより神嘗祭して新穀を 皇太神

小奉る祭儀あるあきらかり九月十六日まあきらづ豊受大神

上奉り十七日小 皇太神ニ奉あきらぐあきら都て勅使奉

事ハ皆外官 此時朝夕由貴あきらの義あきらなり乃御膳あきらと

て御酒御贄懸税あきら懸税あきらとハ此祭あきらハ新穀あきらの類あきらを

くさくの物を奉けて尤も重あきらき祭事あきらなり使の

忌部幣いみへを捧あきらげ馬を進り次あきらみ使の諸王あきら古へあきら必

勅使あきらと入て内院あきらの版位あきらふつき使の中臣あきら祝詞あきらを

白あきらく神官司あきらも祝詞あきらを宣あきらる其古儀あきらハ詳あきらし延

喜式きしき江家次第あきら等あきら小見えあきらとり方今あきらも本日あきらハ勅

使あきら式あきら御頭あきら發遣あきら幣帛あきらを奉あきららる又宮中あきらハ於ても

天皇御遙拜且あきらツ賢所あきらの御親祭あきらありせらる

れハ百僚あきら非有司あきらハ勿論あきら士庶人あきらも皆一同あきら小其最

寄各地の神社に詣り遙拝せよきあり

愚業せよふ神嘗新嘗の祭儀等ふ古へ必も中

臣等詞を奏し忌部鏡劔を奏せよことごとく

一ハ中臣の遠祖天兒屋命忌部の遠祖太玉命

共ふ 天祖の側ふ在て神事を司り 皇孫

降臨ニ及ても猶輔佐し奉り 神武天皇の

御時ニも兒屋命の孫天種子命解除の事を司

り太玉命の孫天雷命天璽鏡劔を捧げてとも

ふ祭祀の事を司る其遺業を傳へて後世まで

も両家の常職と成りしが今へ其事罷ととり

天長節 十一月三日

本日ハ 聖上の 御降誕の日を祝し奉りて

萬壽疆りなく 寶祚の窮りなきことハ天と長

く地と久しき意ふて天長節と號けしあり古

光仁天皇の朝ハ天長節あり 續日本紀光仁天皇

感慶 十月十三日ハ是朕生日なり此慶を賜し辱を断ち内

外百官ハヒヤクワンハ醜ウチ斂シを賜タマフト仰ヲテ此日百官ハ醜ウチ宴エンを賜タマフ

ハリノ事あれとも其後ハ寥々ハヤシトシテ聞く所な

ハ明治紀元メイジキゲンの冬初フユハジメニテ慶典ケイテンを奉ホウけて此聖節セイセツ

を祝イハレシ宴エンを百官ニ賜タマフノ事トハ云イハせり今日聖澤セイタク

ハ沐浴カクギせるとの貴賤キケンとなく此日ハ皆酒カクを酌シク

して此聖節セイセツを祝イハレムべきことあり

愚蒙ウモクせりハ漢土カンチ西洋セウヤウ各國カククハても其國帝王クニノミカドハ
誕辰タニチンを祝イハレハせりハ漢土カンチハ隋唐ソウタウ以來イライ殊ニハ

威キふリ唐ノ太宗貞觀ニ十年冬巳未二月帝生日

弘ノて祭マツルと為ナリせども此節ノの日ハ別ワカて父母ノハ

恐オソハゞとして嘉祥カキヨウを賜タマフト云イハせり

七年帝生日を以て千秋節と為シ百官ハ宴エンを

賜タマフハ是ハ玄宗ヘンソウ八月十五日ハ生ナせリ故ユヘニ又秋

ハ五行の金の氣ハありて又八月ハ月の明

りある時也云々其意を取て群臣クニノミハ寶鏡ホウキョウを

獻タテマツルズ其時の賢人張九齡チヤウクウレイハ千秋金鑑チウシウキンカン録ロク

と云ふ書を著し古今天下の治乱盛衰の理を
 述て鏡の代へ奉りしことあり然るは古へよ
 り我邦の土民みお巳の生日へ祝へども至
 尊の御誕辰を賀せしことあきハ一の闕典
 と謂べし是故に戊辰の歳より天長聖節の嘉
 儀を興行せらせ百官諸有司の宴を賜へる
 ことハハおせり近來ハ代價ひて賜る事とおせり今日 中興
 の隆運ふ際會し文明至治の澤ふ沐浴もどと

の士庶人といへども宜しく相互ふ酒を酌て
 御誕辰を祝し奉るべき也

新嘗祭付御告諭 十一月廿三日

本日ハ本年の新穀を 天皇親しく天神地祇
 小薦め又御親らも之を嘗させ給ふ祭儀ひて古
 より殊ふ之を重せらる古ハハ中の卯の日を
 以て 大寶の制ニ十一月下卯を祭日
 とす三卯日あきハ中卯を用也 天皇中和
 院小神嘉出御し給ひて御親祭ありまじく神祇官

ふてハ三百四座の神を祭らせらるゝ又其明る

日辰の日 豊樂殿ハ出御一て大ハ樂を奏一宴を

群臣ハ賜ハ豊明ハの節會是ふり今ハ此壽章

謹て案をるハ上古神代ハの時ハ天照大神新

嘗ハ給ハふハことあり日本紀神代卷ハ天照又天

稚彦ハ新嘗ハ休ハ卧ハ之時ハあり又仁德天皇

四十年ハ當ハ新嘗ハ之月云云又古事記履中天

皇の條ハ大嘗ハ而為豊明ハ之辰云云あり其儀ハ

得て詳ハせハせハといハとも是ハ由ハて之ハを觀ハせ

バ其來ルこと古キあり今ハ此ハ本年ハ行ハハハハハ

の大畧ハを述ルん午前第十時ハ神ハ殿ハを鋪ハ設ハハハ解除ハの

事あり其儀ハを殿内ハの四隅ハハハ木ハ棉ハを着ハとハ神ハを

建テ中央ハハハ八足ハの机ハを置キ上ハハハ米鹽切麻ハを盛ハと

る三方ハを置キ其前ハハハ後ハの座ハを設ク次ハて掌ハ典ハ坐ハ

ハ着キ後ハの詞ハを讀ムハハ畢ルハハ米鹽切麻ハを殿ハの四ハ面ハ

ハ散チを尋ズて鋪ハ設ハを撤スハハ解除ハの次第ハ大畧ハ此ハの如ク

午後第二時神殿を裝飾し殿内敷四隅四尺

屏風を立廻し殿前大真賢木を樹ツ第四時式

部寮官人床着尋て神部等神座の具を傳送

式部頭寢具を神座の上に設く第五時過き

及ひて親王三職院省使廳府縣勅任官等便宜の

所に候中掌典神部等を率て忌火拾の木を火

ふの燈籠を神殿の四隅に設くき同時に燈

臺を處々に設く第六時に 天皇出御給給ふ

宮内省官人豫御前に式部頭次に宮内卿

次に侍從二人左右に各燭を秉る侍從長劍を

奉く御後に親王三職以下勅任官宮内式部等扈

從せり既にして神殿の御座に 著御給給へむ

侍從の長に劍を奉て神殿の簀子候に式部

頭に庇の座に著く他の假の帷の著床次て式部頭

祝詞を讀み神降の儀を行ふ大嘗典一人階下に

立て警蹕の時とよむとおふとあげて出御供

や 檣めよといまゝを 稱せ 諸官負まつ 伶人神楽

歌を奏せ 是より先不伶人 少掌典二人左右不燭

を乗り 中掌典一人 蝦蟇槽水を入る器を執り

一人ハ多志良加 御手水の水を入るを執り 陪膳采

女ホリ中御揚枝管を執る 後取の采女御中管を執

り采女一人つゝ 不て神食薦神候を供する所 御

食薦御箸管杖手のかきハの葉 管を執り 少掌典一

人宛不て御飯管 鮮物管干物管菓子管を執り 神

部一人宛不て 海藻汁漬 海藻ハ和布あり 蛇汁漬

を執りまゝ 二人宛不て 空盛空盛ハ御酒御粥御直會

の八足机を昇く 何きハ八足 机を昇り 天皇御盥漱

了て御親ら之を世進 御告文を奏し 給ふ御直

會ありまゝ 御盥漱し 給ひて 此間親王三職以下 勅任官庭上ニ於て

拜れ 神饌を撤せ 神昇あり 入御を供奉の次

第ハ初の儀も同し 又午後第一時より 行ハせら

る式もまゝ 皆前の儀も同し 之を畧し

ぬ

戊辰の冬御告諭あり一書ハ庶民の朝か々
おま復して心得べき書ふるを以て此小掲
載せ

新嘗祭の儀ハ先ツ 皇國の稻穀々 天照大

神の顕見蒼生の食て活べきものふりと詔命あ
りて天上の狭田長田ふ殖しめ給ふし稻を

皇孫降臨の時ふ下し給へるものふれば此神

恩を忘れ給へも且早霖の患ふきやくふと 神

武天皇以来世々此 天皇十一月中の郊の日

不當年の新穀を天神地祇小供せらるゝ重紀ふ
て三千年ふ近く行ハせらせ来し祭儀ふり諸般

の事 中世以来他邦の風儀も雜せとも神事のこ
へ上古のまゝみて聊も雜駁これなき純粹の古

道ふり十一月朔日より 散齋致齋の御齋戒あら
せらせ万民御撫恤の為ふ御祭ありせらるゝハ

誠以て難有御儀ふり士庶人ふ至るまで一意ふ
 神祇を尊崇まべきふり昔ハ新嘗の日ハ天下一
 同小戸を閉る齋戒せしことハ古歌ふも見えと
 り今ハ其仔細も存せも徒ふ此日を閉過ま故ふ
 此ニ告諭ふ及べり今お此くの毎日食ふ存の米
 穀ハ 天祖の賜とのあることを知り御國恩
 の辱きを辨へ公卿諸侯大夫士庶人ふ至るまで
 篤く相心得本日ハ潔齋して神祇を拜し五穀豊

熟天下泰平を祈るべきふり寒村僻邑の人民雨
 を祈り晴と禱も必き感應あり况や天下一同ふ
 至尊の御仁旨を體認し奉り共々祈請まら
 ふ於てハ神祇の眞感必き速ふるべきことあり
 會澤氏曰く食ハ民の天ときる所ふれば神代
 よりして 曆朝の 聖主殊ふ是を重せら
 る春ハ萬民の為り小年穀を祈り秋冬ハ萬民
 の為り天神ふ報祭し給ふ嘉穀の原ハ 日

の神の種させ給ひしあれは年の九月穀は熟
 きる時先づ神嘗の祭ありて 皇太神を
 祭らせらせ十一月ふ至りて諸國より供進さ
 る物も備りぬせば 主上自ら天神ふ供せ
 らせ次ふ天下に諸神をも祭らせらせて其後
 ふ 主上も新穀をきこしえし群臣ふも賜
 へるふり米穀ハ殊ふ重ぜらるるふよりて
 御一代ふ一度の大祭も此祭ふり國々の人民

各作^{おろ}る所の米穀諸物を^{京師}送^{みやこ}り天神ふ供
 し奉らんこととと奉意ふるべし是ふ由で尊
 至^い尊とれを受取せ給て御飯御酒とふて
 親^みら 天神ふ供^{たま}へ給ふは是万民の 天神ふ
 報^{かえ}ひ奉らんこととと誠心を玉體ふ負^おせ給て之
 を 天神ふ通し給ふ御事なれば天下の臣民
 も此義を知りて此日ふハ神社ふ詣り或ハ親
 戚^{せき}朋友相會して新穀を嘗共ふ 天神の深恩

の神の種させ給ふ一ある年の九月穀は熟
 する時先づ神嘗の祭ありて 皇太神を
 祭らせらせ十一月ふ至りて諸國より供進せ
 る物も備りぬせば 主上自ら天神ふ供せ
 らせ次ふ天下に諸神をも祭らせらせて其後
 ふ 主上も新穀をきこしえし群臣ふも賜
 へるあり米穀ハ殊ふ重ぜらるるふよりて
 御一代ふ一度の大祭も此祭ふり國々の人民

各作^{おん}る存の米穀諸物を京師^{みやと}ふ送り天神ふ供
 へ奉らんとととを奉意ふるべし是ふ由で尊
 至^い尊とれを受取せ給て御飯御酒とふて
 親^みら 天神ふ供^{たま}へ給ふハ是万民の 天神ふ
 報^{むか}へ奉らんとする誠心を玉體^{たま}ふ負^{おん}せ給て之
 を 天神ふ通^とへ給ふ御事なれば天下の臣民
 も此義^ぎを知りて此日ふハ神社ふ諸^{しよ}り或ハ親
 戚^{せき}朋友^{ゆう}相會^{あひま}して新穀を嘗^あ共ふ 天神の深恩^{ふかおん}

を謝し奉らんことを思ふべき事なりと

愚案きるふ會澤氏の単偃和言ハ 至重の

衰へ古儀比廢せし時ハ著しと歎み其書申ふ

時を慨する比意言外ハ隱微あり然れとも其

立論ハ頗る偉然たるを以て之を摘録し一編

附せると此の如く嗚呼伯民を以て今日ハ

出て中興の盛儀を觀せしむハ其感歎并喜は

る果して如何あるを知らざるなり

明治八年十二月十三日 版權免許

同十一年七月 開彫

横山二十五

東京本郷西竹町十三番地
東京府士族鎌方訓式同居
東京府志保
著述并出版人 城井壽章

横山町二丁目

太田金右衛門

護兌書林

神田須田町

太田勘右衛門

浅草須田町

松崎半藏

を謝し奉らんことを思ふべきありと

愚案まゝるふ會澤氏の單偃和言ハ 至望の

衰へ古儀比廢きし時ハ著しと跋録其書申ふ

時を慨する比意言外ハ隱然あり然れとも其

立論ハ頗る偉然とるを以て之を摘録して附

附せると此の如く嗚呼伯民を以て今日ハ

出て中興の盛儀を觀せしむハ其感歎并喜を

果して如何あるを知らざるなり

明治八年十二月十三日 版權免許

同十一年七月 關彫

第二十五號

著述并出版人 城井壽章

東京本郷西竹町十三番地
東京府土族鎌方訓式同居
東京府土族

叢書林

横山町二丁目 太田金右衛門

神田須田町 六田勘右衛門

浅草須田町 松崎半藏

